

東京都

発 行

目

次

……………(都市整備局市街地整備部再開発課

○建築基準法による道路の指定の取消し(二件)… 建築指導事務所建築指導第一課·建築指導第二課)…

…………(産業労働局金融部貸金業対策課)…

告

○開発行為に関する工事完了(二件)……………

………(都市整備局多摩

一、築指導事務所開発指導第一 課・開発指導第二課)…

告

示

●東京都告示第千三百七十八号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第十一条 のとおり取り消した。

第一 の設立を認可したので、 項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組合 同法第十九条第一項の規定により

次のように告示する。

令和二年十一月五日

東京都知事 小 池 百 合

子

事業施行期間

月島三丁目南地区市街地再開発組合

道路の種類取消しに係る

取消年月日

道路の位置取消しに係る

び幅員(単位取消しに係る

組合の名称

令和二年十一月五日から令和十年三月三十一日まで

第二項の規定 法第四十二条

月十五日

令和二年十

丁目二十七番稲城市平尾四

三〇三・三

西

メートル)

まで、同番八

 $\Xi \cdot \bigcirc \Xi$

三から同番六

幅員

同番九、四十

による道路

三 四 中央区月島三丁目地内 施行地区

事務所の所在地 中央区月島三丁目二十四番五号

設立認可の年月日

三番、四十二、 四十十、同番 四十七、四十二、同番 10番

二及び四十四

番の各一部

Ŧī.

六 事業年度

令和二年十一月五日

七 公告の方法

四月一日から翌年三月三十一日まで

に掲載してこれを行う。 事務所の掲示板に掲示し、 特に必要があるときは官報

権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期

限

八

令和二年十二月四日

●東京都告示第千三百七十九号

という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下 法

なお、 関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置 道路の種類取消しに係る

いて縦覧に供する。

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

勉

●東京都告示第千三百八十号

のとおり取り消した。 という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一 号。 以下

いて縦覧に供する。 なお、 関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

令和二年十一月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

取消年月日

道路の位置取消しに係る び幅員(単位 道路の延長及 取消しに係る

メートル)

一丁目六百九 清瀬市中里 る地番の全 次に掲げ 延長

第二項の規定法第四十二条

月七日

令和二年十

による道路

 \triangleright

告示する。

令和二年十一月五

日

東京都知事

小

池

百 合

子

いう。 について、 ●東京都告示第千三百八十一号 貸金業法 第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分 法第二十四条の六の八の規定により次のとおり (昭和五十八年法律第三十二号。 十八番一、同一丁目六百九 同番二、同番 同番五、六百 百四十七番地 地先及び千七 七百四十六番 番三及び千七 千七百四十六 九十九番一、 番二、同番四、 十九番四、 る地番の一 部 同番五、 十七番三 以 下 「法」と 完了した。 五. 四 (四) 都市計画法 (£.) 開発区域又は工区に 処分年月日 含まれる地域の名称 令和二年十一月五日 適用条文 業務停止期間 処分の内容 開発行為に関する工事の完了について 登録年月日 登録番号 公 令和二年十一月四日から同年十二月十 及び訴訟又は調停に応ずる業務を除業務の全部(弁済の受領に関する業務 令和二年四月三十日 東京都知事(5第三一〇六二号 法第二十四条の六の四第一 八日まで(四十五日間) く。)を停止する。 **令和二年十月二十八日**

告

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

東京都多摩建築指導事務所長

井

勉

許可を受けた者の 住所及び氏名

羽村市羽加美四丁目千三百八 一番一及び同番二の一部 福生市加美平二丁目十四 番

代表取締役 山野井株式会社山一建設 優

の一部及び同番五地先日野市三沢一丁目三十八番五 百七十九番十七番四、同番四地先及び五 あきる野市山田字林際五百七 地の五 六番十一号 練馬区石神井町二丁目二十 吉原美代子

(第17211号)

 (\Box)

氏名(法人

鬼頭

聡大

(--)

商号又は名

株式会社オリエンタルパートナー

ズ

称

被処分者

 (Ξ)

所の所在地 主たる営業 表者氏名) の場合は代

ブルアネックス四〇二号室 |田谷区駒沢四丁目十九番十

号

立川市砂川町

二丁目

五十一番

立川市砂川町二丁目

五十九

代表取締役 岩一建設株式会社

堀口

忠美

行 発 電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番 東 〇三(五三二一) 一一一(代) 京 号 都 郵便番号 163-8001 定 価 本号 箇月 (郵送料を含む。) 印 | F | 六、六〇〇円 刷・三〇円 刷・ 三〇円

二十六から同番二十九まで

番地の三 株式会社ムサシ 代表取締役 田田 中企画

太

都市計画法 開発行為に関する工事の完了につい (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 令和二年十一 月五日

東京都多摩建築指導事務所長

項第一

号

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

小平市鈴木町一丁目 住所及び氏名許可を受けた者の 四百七

浅

勉

十二番地四十

代表取締役 加賀美

西東京市北町二丁目千二百七

十九番一

誠賀建設株式会社

誠

リサイクル適性(例)

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号

美

印

刷 株 式

会

社

郵便番号

√ FSC

ミックス 艇